



答 本事業は37年の長期にわたり行われ、途中の計画変更のほか、社会情勢や経済情勢の変化等、さまざまな要素があったためである。

問 公共施設充当地として政策的に取得してあった土地について、途中の計画変更等があり本事業で活用できず、残存用地が5カ所生じたとのことである。将来の計画を盛り込んだ区画整理事業にできなかった理由は。

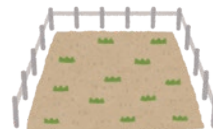
上野第二地区土地区画整理事業の補償金の経費を計上

答 関係所管で情報共有すること、コスト削減や工期短縮も見えてくると考えている。これまで以上に頻度を高め、しっかり情報共有を進めていきたい。

よってすべての解体工事を行う必要がなく、工期や工事費を圧縮できる可能性があると考ええる。そのため、土地利用の所管と解体工事の所管で、さらなる情報共有を行いながら、本事業を進めてもらいたい、市の考えは。

問 残存用地を売却し、本事業の地区内の土地の権利者に逸失利益を補償するとのことである。補償金は、対象の権利者に対して均等に配分する予定なのか。

答 権利者の減歩※の割合等の負担に応じて配分したいと考えている。



問 土地の売却について、現時点でのスケジュールを聞きたい。

答 1回目は11月頃を予定しており、一般競争入札で広く公募して、しっかり売却を進めていきたいと考えている。

問 5カ所の土地のうち、小さいところや利用しにくい位置の土地がなかなか売却できないと、補償の時期等に影響が出ることが懸念されるが、市の考えは。

答 さまざまなところに声を掛け、すべて売却できるよう努力していきたい。すべて売却できたら、年度内に対象の権利者全員に補償金を支払いたいと考えている。

結果

可決すべきものと決定

※土地区画整理事業により整備される公共施設（道路や公園等）のための用地等を確保するために行うもので、新しく割り当てられる土地の面積が従前の土地に比べて減少すること

市議会を傍聴してみませんか

市議会は公開しており、どなたでも傍聴できます。本会議の傍聴をご希望の方は、会議当日、市役所3階議会事務局議事課で申込書に住所・氏名を記入し、傍聴券を受け取って傍聴席にお入りください。

また、各委員会も定員の範囲内で傍聴できます。会議日程や議事内容など詳しくは、議事課へお問い合わせください。

皆さまの傍聴をお待ちしています。



傍聴のご案内



会議の予定

本会議の傍聴の流れ



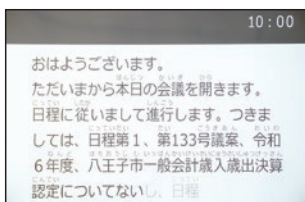
議会棟3階で
申込書に記入



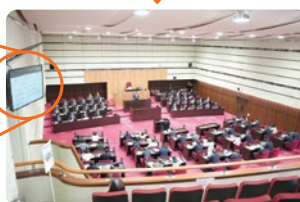
エレベーターで
5階傍聴席へ



市議会だより「ひびき」
もご覧いただける傍聴
席入口前のロビー



発言を字幕表示
するモニター



会議を傍聴

